

## 第389号

## 主な記事

1面	資格証を交付させないためにどうなる岩手の医療
2面	社会保険費連続削減方針撤回をめざして普通徴収者の滞納状況調査結果
3面	意見陳述に参加、女医さんのひとり言 資本主義社会のゆくえ、世論事空間
4面	県民集会、在宅介護の実態、味処、点数Q&A、理事会だより



## 発行所

岩手県保険医協会

〒020-0034  
盛岡市盛岡駅前通15-19  
TEL 019-651-7341(代)  
FAX 019-651-7374  
発行人 箱石勝見  
購読料 年2,400円(税別)  
会員の購読料は会費に含まれています。



議案を真剣に討論する出席者

連共済、それぞれの自己紹介

議案を真剣に討論する出席者

## 会員の共済制度を守るために

## 「共済の今日と未来を考える岩手県懇話会」結成1周年総会

1月23日、いわて共済ビルで保険協会も呼びかけ団体となつて「共済の今日と未来を考える岩手県懇話会」の結成1周年総会が開催され

議案を真剣に討論する出席者

1月23日、いわて共済ビルで保険協会も呼びかけ団体となつて「共済の今日と未来を考える岩手県懇話会」の結成1周年総会が開催され

議案を真剣に討論する出席者



「箱石勝見代議員(右)と小山田榮二代議員(左)」

保険治療のみで安定経営、安定雇用できる「保険で健全な歯科医院経営」こそ歯科界の希望の持てる未来像であろう。国民の健康の保持増進のため医科の先生方にもご協力をお願いしたいと、「保険で健全な歯科医院経営を」テーマに文書発言を行いました。

位の医療の撤回を求める」をテーマに、06年に成立した医療制度改革関連法により、後期高齢者医療や政管健保の再編、都道府県の医療費適正化計画によって、否応なしに都道府県の競争による医療費抑制が進められていることを、岩手県の県立病院の無床化などに触ながら、医療格差の実態を告発しました。そして、これは国の責任を放棄するもので憲法25条に反していることから、一刻も早く都道府県単位の医療をやめ、国の責任で国民の命と健康を守るべきと発言しました。

画は医療費抑制という国家的大事業をやりきる、そのため目標を立て、実現することに目標を立て、実現することです。後期高齢者医療制度、運営により、医療費抑制に向かわざるを得ない仕組となっています。厚労省が集約した各都道府県の医療費適正化計画が掲げた目標は43道府県の合計でみると、7千億から7500億円の削減となされています。今後5年間で、全国で毎年1400億から1500億円の医療費削減を都道府県が先頭に立つて取り組む計画となつており、医療崩壊がますます加速していくだろうと思われます。

さらに、舛添厚労大臣は昨年9月、国保を市町村単位か

ら都道府県単位に再編し、後期高齢者医療制度と統一した運営にしていくという考え方を表明しており、財政運営にとどまらず、制度自体を都道府県単位化することも考えられているところです。

これらの動きに対しても、闇つてしていくかということですが、協会・保団連ではこれまでも医療改革関連の問題点をまとめて様々なパンフレット、あるいは国会の中で警鐘を鳴らしながら運動を組んできました。しかし、これは既に決まって動き出していることで、すから、歴史的転換となりうるであろう総選挙を年頭に置きながら後期高齢者医療制度を廃止に追い込み、これと一緒に進めるべき現状の様々な改革を覆すことを考えていいと思います。

## 社会保障費連続削減方針

## 代議員会開催

消費税免税を

議員会が行われました。全国から303名が参加、岩手からは箱石勝見代議員、小山田榮二代議員、事務局2名が参加しました。

冒頭、保団連住江会長から、昨年12月17日、岩手協会の須原顧問のご尽力によつて小沢民主党代表と緊急懇談をし、その中で国民生活破壊、医療消費の実質の見えてる点の一文

箱石代議員は「消費税増税路線を撤回させ、医療における消費税免税を実現させよう」をテーマに、医療における消費税の最終負担者は医療機関であり、それでも質を保つて

いられるのは医療機関の努力によることから、仮に、消費税が2ケタとなれば、消費税倒産が危惧され、地域医療を守れなくなる。そのためにも関係団体と共同して改めて広

消費税率をめぐる情勢認識はご指摘のとおりであり、全政党に対して、ゼロ税率による医療現場の安定を要請していく必要があります。民主党のアクションプログラムにものせていただきたいと思つております。

## 保険で健全な経営を

に耳に届かず、いざなにれない  
けない情勢となつております。

## 都道府県単位の医療の撤回を

1面関連記事

# 後期高齢者医療保険料 普通徴収者の滞納状況調査結果

(2008年11月28日～12月24日)

			2008年7月			2008年8月			2008年9月		
			該当者	滞納者数	%	該当者	滞納者数	%	該当者	滞納者数	%
1	盛岡市	12月 8日現在	7,333	423	5.8%	7,426	456	6.1%	8,373	667	8.0%
2	一関市	12月 12日現在	3,192	121	3.8%	3,170	147	4.6%	4,061	188	4.6%
3	大船渡市	10月 31日現在	991	55	5.5%	957	71	7.4%	1,376	84	6.1%
4	釜石市	12月 9日現在	1,547	103	6.7%	1,560	120	7.7%	1,590	143	9.0%
5	北上市	12月 9日現在	1,237	69	5.6%	1,293	96	7.4%	1,323	147	11.1%
6	久慈市	11月 30日現在	682	49	7.2%	708	49	6.9%	730	69	9.5%
7	遠野市	12月 12日現在	845	49	5.8%	812	47	5.8%	831	50	6.0%
8	二戸市	12月 1日現在	904	71	7.9%	867	70	8.1%	847	77	9.1%
9	花巻市	12月 5日現在	2,366	161	6.8%	2,968	237	8.0%	2,875	223	7.8%
10	奥州市	11月 30日現在	2,561	254	9.9%	3,257	303	9.3%	3,315	311	9.4%
11	宮古市	12月 1日現在	1,368	102	7.5%	1,377	115	8.4%	1,913	158	8.3%
12	陸前高田市	12月 3日現在	744	39	5.2%	694	33	4.8%	684	34	5.0%
13	八幡平市	12月 3日現在	855	52	6.1%	851	65	7.6%	869	72	8.3%
14	金ヶ崎町	11月 28日現在	139	5	3.6%	224	19	8.5%	315	21	6.7%
15	岩手町	12月 8日現在	367	29	7.9%	372	31	8.3%	385	33	8.6%
16	葛巻町	11月 25日現在	321	6	1.9%	306	10	3.3%	305	12	3.9%
17	零石町	12月 1日現在	576	22	3.8%	562	26	4.6%	575	27	4.7%
18	滝沢村	11月 30日現在	873	62	7.1%	871	67	7.7%	1,015	99	9.8%
19	大槌町	11月 30日現在	362	31	8.6%	479	44	9.2%	482	50	10.4%
20	軽米町	12月 2日現在	310	8	2.6%	302	13	4.3%	302	14	4.6%
21	九戸村	12月 15日現在	214	—		664	—		674	75	11.1%
22	洋野町	12月 2日現在	614	42	6.8%	343	—		361	44	12.2%
23	野田村	12月 3日現在	147	3	2.0%	149	6	4.0%	145	6	4.1%
24	住田町	12月 12日現在	247	6	2.4%	350	7	2.0%	367	13	3.5%
25	岩泉町	12月 5日現在	359	10	2.8%	365	17	4.7%	466	28	6.0%
26	川井村	12月 2日現在	139	3	2.2%	142	5	3.5%	164	14	8.5%
27	田野畠村	12月 1日現在	220	9	4.1%	236	11	4.7%	251	10	4.0%
28	普代村	12月 15日現在	85	5	5.9%	86	8	9.3%	—	—	
29	山田町	11月 30日現在	654	44	6.7%	639	50	7.8%	760	63	8.3%
30	紫波町	12月 5日現在	554	18	3.2%	561	29	5.2%	555	32	5.8%
31	矢巾町	11月 30日現在	491	32	6.5%	477	34	7.1%	485	33	6.8%
32	平泉町	12月 2日現在	222	6	2.7%	209	7	3.3%	212	10	4.7%
33	一戸町	11月 28日現在	504	22	4.4%	478	23	4.8%	468	27	5.8%
34	藤沢町	11月 30日現在	216	19	8.8%	205	15	7.3%	214	13	6.1%
35	西和賀町	12月 1日現在	352	0	0.0%	358	0	0.0%	362	0	0.0%

九戸村…7月と8月の滞納者の数は把握していない  
洋野町…8月滞納者の数ははっていない  
普代村…9月は納期なし  
西和賀町…滞納者0の理由は、未納者に8月に督促状、11月に催告書発行。さらに、訪問して徴収したことによる。  
川井村…9月にある数字は、10月の該当者と滞納者



